

## 限度額適用認定証

限度額認定証を医療機関に提示することで、入院・外来診療、院外処方薬局の窓口での支払いが一定金額に抑えられます。限度額を超える分を支払う必要はなくなりますので、申請をして交付を受けてください。ただし、保険税の未納および住民税未申告の方は交付できません。

70歳以上で区分が一般の方および現役並みⅢの方は、限度額認定証は必要ありません。

限度額認定証の有効期限は7月末です。引き続き必要な場合は8月1日以降申請してください。尚、合算がある場合は「高額療養費」申請にて、超えた分が支給されます。

申請に必要なもの：必要な方の保険証、本人確認書類

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

### ●自己負担限度額（月額）

		所得区分		年3回目まで（過去12か月間）	年4回目以降
70歳未満	住民税課税世帯非課税	ア	基準総所得額等が 901万円超	252,600円＋ {(医療費－842,000円)×1%}	140,100円
		イ	基準総所得額等が 600万円超～901万円以下	167,400円＋ {(医療費－558,000円)×1%}	93,000円
		ウ	基準総所得額等が 210万円超～600万円以下	80,100円＋ {(医療費－267,000円)×1%}	44,400円
		エ	基準総所得額等が 210万円以下	57,600円	44,400円
		オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円
同月に他の医療機関（院外処方含む）ごとに¥21,000以上の自己負担を2回以上支払った場合、合算可（入院・外来・歯科は別）					
70歳以上	現役並み所得者	現役並みⅢ	課税所得金額が 690万円以上	252,600円＋ {(医療費－842,000円)×1%}	140,100円
		現役並みⅡ	課税所得金額が 380万円以上	167,400円＋ {(医療費－558,000円)×1%}	93,000円
		現役並みⅠ	課税所得金額が 145万円以上	80,100円＋ {(医療費－267,000円)×1%}	44,400円
	一般非課税	一般	課税所得金額等が 145万円未満	57,600円 外来 18,000円（個人）	44,400円
		低Ⅱ	住民税非課税世帯	24,600円 外来 8,000円（個人）	
		低Ⅰ	住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下等）	15,000円 外来 8,000円（個人）	
同月に他の医療機関に支払った場合、すべて合算可					

### ●入院したときの食事代

一般	（下記以外の人）		1食 ￥460
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	過去1年間の入院が90日以内		1食 ￥210
	過去1年間の入院が91日以上（※長期入院該当）		1食 ￥160
低所得Ⅰ			1食 ￥100

※限度額適用・標準負担額減額認定証を交付後、入院が90日を超えた場合は長期入院に該当となり、証を差し替えます。領収書（90日分）・交付済みの限度額認定証・本人確認書類を持参の上、申請してください。

【問合せ先】 黒部市役所 保険年金課 TEL 0765-54-2578(直通)